

組合活動促進運動の手引

労働省婦人少年局

25年7月

組合活動促進運動の手引

目

次

- 1 婦人の組合活動促進の重要性について
- 2 婦人の組合活動の状況
 - ① 婦人の組合員数は戦後急にふえた
 - ② 教のふえた割合に一般組合婦人の活動は低調であった
 - ③ 組合婦人が要求したこと
- 3 婦人部の意義を再検討する
 - ① 婦人部のある組合数
 - ② 婦人部の果たした役割とその偏何
 - ◇ 婦人部を修養機関と考えがちがいたものが多かったこと
 - ◇ 婦人の特殊要求の追求にのみ熱心で、組合内に対立的存在となりやすかったこと
 - ③ 婦人部は解消の傾向
 - ④ 婦人部はこう考えるべきである
- 4 どうしたら婦人が多くの役員を出し、活発に組合活動に参加することができるか？
- 5 婦人の組合活動促進運動のしかた
 - ① 講座と会議によつて
 - ② 組合の意義をしらせること
 - ③ 組合活動のしかたをしらせること
 - ④ 婦人の特殊問題を組合でとりあげること
 - ⑤ レクリエーションをふくめること
- 6 資料について

組合活動促進運動の手引

1. 婦人の組合活動促進の重要性について

戦後労働運動は、戦前にくらべて目ざましい躍進をとげ、労働組合数、労働組合員数は急げきに増加し、組合運動の多くは賃金値上げ、労働条件改善などの積極的要求をかかげ、に斗争を主とし、労働争議件数なども非常に多かつた。

ところが昨年度以降、ドツデ・ラインにより日本の経済は自主安定経済に切りかへられたため、企業の縮小、整備や、行政整理が行われ、組合指導者で人員整理の対象となつたものも多く、また企業の崩壊とともに組合の解散したものも相当あつて、労働組合運動も昨年度に入つてはようやく消極的となつてきた。これに加へて、昨年六月労組法の改正により、労働組合の自主性が強調されたため、労働組合のゆき方が再検討され、その結果、労働組合運動は反省期に入り、組合数、組合員数ともに昨年下半年から今年にかけて減少の傾向をしめしている。

こういう状態のもとで、女子の組合活動は、戦後の一時的な活発さからの反動で、沈滞した状況にある。戦後の女子の組合活動は、戦前にくらべて目立つたものであつたが、それは主として少数の指導者の活発な運動に依存し、一般労働婦人の真の自覚によるものであるとはいへなかつた。したがつて現状のように資本攻勢の激しい時代には女子はむしろ組合活動をおそれているとさへいえる。ここに我々は、一般労働婦人に、働くものとしての人権を自覚させ、労働組合によつて労働条件を自主的に守ることの意義を知らせ、労働者としての連帯の責任のために正しい組合活動を行うことが、働く婦人の地位を真に高めることであることを知らせることを最も重要であると考える。そこで、我々は、労働婦人を対象として、労働組合の意義と労働組合活動の方法とを初歩的な原則から啓蒙するために、今回の婦人の組合活動促進運動を計画したのである。

以下参考のために婦人の組合活動の状況をかんたんに述べ、今回の運動の方法について、要訣をあげよう。

2. 婦人の組合活動の状況

① 婦人組合員数は戦後急激に増えた。

産業別労働組合数、及び組合員数(1930年昭和5年)

(社会局調査労働統計表より)

	總 数	女	總数に対する 女子の%	組 合 数
	354,312	13,090	3.69	712
機械器具製造工業	99,683	1,404	1.41	72
化学工業	75,386	2,302	14.96	68
染色工業	15,977	5,967	37.31	34
飲食物製造工業	5,052	300	5.94	24
縫工業	18,465	774	4.19	117
鉱業	5,486	1	0.02	16
ガス電気業	2,594	21	0.22	13
運輸交通業	140,616	1,129	0.80	84
通信業	2,175	5	0.23	2
土木建築業	3,150	18	0.57	23
その他	38,728	1,175	3.03	258

女子労働組合員数 (昭和24年 1949年6月末現在) 労働統計調査部調

	労働組合数	労働組合員数		總数に対する 女子の割合
		總 数	女	
全産業	34,688	6,655,483	1,509,792	23%
農林業	99	5,474	1,554	28
水産業	564	54,193	6,357	12
鉱業	170	49,383	1,668	3
製造工業	1,468	573,573	69,008	12
建設工業	2,097	392,329	21,016	5
製造工業	13,503	2,205,349	636,016	29
ガス電気水道業	759	175,038	15,311	9
商業	1,407	192,305	54,188	28
金融業	948	199,722	82,039	41
運輸通信業	4,408	1,370,693	188,986	14
サービス業	438	38,936	13,800	35
自治体	3195	680,477	268,341	39
公務及団体	5,374	622,837	144,245	23
その他の産業	258	90,374	17,243	19

戦前の婦人の組合活動は、まことに微々たるものであつた。昭和5年(一九三〇年)に組合数七一・二、組合員数三五四・三一二のうち、女子一三〇名のみにあつた。これが、一九四九年六月末現在には、組合員総数六、六五五、四八三といふ。女子は一、五〇九、七九二と激増している。

② 数の増えた割合に一般組合婦人の活動は低調であつた。数においては以上のように急激にふえたが、実質的には、一般組合婦人の組合意識は徹底したとはいえない。婦人の組合活動は、少数の活発な指導的婦人による運動の盛があつた。女子の組合役員の数も組合員数に比べてみれば、これがはつきりわかる。

労働組合 女子役員数（一九四九年六月末）

— 労働統計調査部調 —

女子役員をもつ組合（全産業）

組合数	全組合員数	女子組合員数	女子役員数
一、三七四	一八四、四〇八	一一八、三一四	二、一一三

女子執行委員をもつ組合

組合数	全組合員数	女子組合員数	女子執行委員数
八、八五一	二、二二〇、三四四	七、一七、三七二	二、二四六

つまり約一五〇万の組合婦人のうち、組合役員はわずか二万余、これは一九四九年六月末現在の数字であるが、昨年六月以降、この数はもつと減つていると想像される。この比較的に少数である婦人の組合役員ですら、戦後の多くの組合に設置された婦人部によつて進出したものであつて、昨年からは今年にかけて婦人部がつぎつぎに解消したことからみて、婦人の役員の数もぐつと減つていっていると思われる。

これは一面、婦人組合員が全体としての組合活動に全面的に参加することが充分でなかつたことを語るものでもある。

③ 組合婦人の要求したこと

組合活動のなかで婦人が要求したことがらは、職場における男女の差別

待遇の撤廃と母性保護規定又は施設の設置とが主である。男女の差別待遇の撤廃と、母性保護の要求は戦前から一貫して、女子の組合活動における要求であつた。現在、職場における男女差別待遇のなかには、同一賃金、昇進、昇給の均等化、解雇に際しての男女差別の撤廃、停年制の差別の廃止、結婚その他についての差別の撤廃など、法律上では男子と同等の権利をあたえられながら、過去の慣習が根づよく職場にのこつていたためからくる不均等な待遇に対する抗議の要求である。また、母性保護関係では、有給の産前産後

婦人部、青年婦人部をもつ組合

1947年6月末現在

労務統計調査部

婦人部のある組合

業 別	組 合 数	組 合 員 数
全 産 業	6,455	2,644,221
全 農 業	7	353
林 産 業	23	3,217
水 産 業	7	1,911
鉱 産 業	209	146,725
建設工業	149	49,152
製造工業	1,849	828,391
ガス水道	94	22,705
商 業	182	46,504
金融	193	81,694
運輸通信	1,777	759,018
サービス	67	14,656
公務員	1,195	464,556
その他の産業	679	218,428
その他	24	6,916

青年婦人部のある組合

業 別	組 合 数	組 合 員 数
全 産 業	3,064	881,534
全 農 業	7	587
林 産 業	112	8,837
水 産 業	—	—
鉱 産 業	75	64,801
建設工業	75	12,910
製造工業	1,089	360,392
ガス水道	173	51,826
商 業	185	24,090
金融	63	14,821
運輸通信	462	118,089
サービス	30	5,986
公務員	137	22,890
その他の産業	633	173,409
その他	23	12,896

①

婦人部のある組合数

戦後多数の婦人が働いている組合では、婦人部あるいは青年婦人部を設けたものが多かった。これは、婦人の役員選出や、婦人の意見の反映に相当貢献した。いま、一九四九（昭二四年）年六月末現在で、全国の婦人部、青年婦人部のある組合数をみるとつぎの通りである。

③

婦人部の意義を再検討する

休暇、有給生理休暇、育児時間に関する規程などを協約のなかに要求するもの、託児所の設置の要望などがある。その他では、洗面所、更衣室など婦人が働く上に望ましい施設の設置の要求が主である。そして、これら婦人の特殊な要求は、男子組合員の協力がなければ成功しないものであり、この呉組合活動における男女の協力についてまだまだ問題がのこっている。

② 以上によれば婦人部のある組合の数は六四五五に数えてゐるがこれは現状ずつと減つてゐると考えてよい。婦人部の果した役割とその偏向

日本の婦人はなほい向、女は劣等なものという觀念に支配されてきたので、急に組合員として、男子とともに組合に入つて自分の意見を対等にのべることは非常にむづかしかった。しかも婦人は全労組組合員の四分の一をしめるのであるから、婦人の意見を代表することは組合活動には不可欠のことである。そこで婦人が組合員として活発に参加するためには特別の助力が必要であつたのであり、多くの組合のなかに、婦人部や青年婦人部又は婦人対策部ができたのは、このためであつた。

婦人は婦人部を通じて組合活動の知識を得、婦人を代表する役員をえらぶことによつて、組合に婦人の利益を代表することゝなできた。婦人部長はしばしば自動的に又は選挙によつて執行委員となつて婦人の利益を代表することができ、また、婦人は婦人部をよりどころとして組合に興味をもつた。

しかし過去における婦人部のありかたを検討すると、多少の偏向があつたことをみとめなければならぬ。それはつぎのようなことである。

4) 婦人部を修養機関と考えちがひしたものが多かつたこと

これは、比較的おくれた組合に多い傾向であるが、婦人部は、ほとんど茶の湯、生花、裁縫、料理、などの習古ごと、又は一般的教養や体育訓練の修養をつむために終始するといふものが多く、組合の本来的意義をわすれた存在となりがちであつたこと。

5) 婦人の特殊要求の追求にのみ熱心で、組合内に対立的な存在となりやすかつたこと。

また、他の組合では、労働條件のなかにある男女差、たとえば、賃金その他の待遇の差別の撤廃の要求や託児所、更衣室などの母性保護施設の要求をすることにのみ熱心であつて、そのために、組合全体としての活動を怠れがちであつたこと。

これらの傾向から、組合婦人部は、組合からはなれて、婦人は婦人部員としての意識ばかりつよく、組合全体として、男子とともに協力する面にかけるという傾向を生んだ。

このような傾向の結果、婦人部は独自に経営側と団体交渉を行つたり、政策を協定したり、会費を徴収し

たりするようなことがまゝあり、組合のなかにまた別の組合ができたような形をとるものさへあった。

③ 婦人部解消の傾向

昨年六月改正の労組法は組合の自主性を強調し、組合員の範囲は従来よりせばまつたので、組合員数は前連のように減り、また、企業整備、行政整理などで、組合幹部が多数整理され、一般に組合活動は今年にかけて消極的になった。これを反映して、婦人の組合活動は萎縮した感があるが、とくに大きな影響のあつたのは、多くの婦人部が解消したことである。これは改正労組法第五條二項三号で組合員の平等の権利が規定され、婦人部の特権が廃除されたため、婦人部の教育的意義までも没却され、婦人部は解消すべきであると誤つて考えられたためであつて、昨年度から今年度にかけて組合婦人部は続々解消した。

④ 婦人部はこう解すべきである。

改正労組法によれば婦人部はつぎのように解すべきである。

a) 組合内で男子と同等の地位をしめるように教育訓練を行うためには婦人部はむしろ奨励されてよい機関である。

b) 婦人が、組合員としての権利を完全に、且つ自由に行使できるまでに地位が引きあげられたときは、はじめて婦人部は存続の必要がなくなる。

c) 婦人部について注意すべきことは、

△ 組合と対立するものとなつてはならないこと

△ 特権的存在となつてはならないこと

であつて、そのためには、つぎのようなことがないようになせねばならない。

△ 婦人部が独自で組合全体の政策を決定すること

△ 婦人部だけで団体交渉を行うこと

婦人部が、生理休暇とか産前産後の休暇とか、女子に特殊の問題について婦人部としての意見をとり

まとめることはさしつかえないが、その決議によつて、婦人部独自で団体交渉をすることはいけない。

△ 婦人部長や婦人部の推せんするものが当然に組合の執行委員となることは二重投票権を行使すること

になつて、組合員の平等の権利に及する。

△ 婦人部が独自に会費を集めることはできない。―但し、生花、茶の湯その他の実習のための実費を徴収することはさしつかえない。

4.

どうしたら婦人が多くの組合役員を出し、活発に組合活動に参加することができるか？

理想的にいえば、婦人も、一般組合員と同じ方法で、執行委員を送出し、そのなかに多くの婦人をおくり出すことによつて婦人の意見を執行部に反映するのが本当である。

しかし、現段階では、婦人の組合内における地位はひくく、男子とともに役員を送出するさいに、婦人が役員に送出することは非常に困難であり、また、組合總會、中央委員会、あるいは、代議員会などにおける婦人の発言、又は意見の発表も他調であるから、婦人の意志は容易に組合に反映されていけない。したがつて、婦人が充分代表されるためには、

① 執行委員会に執行委員でない婦人部長が出席して、委員会の決議には加わらないが、婦人組合員としてまじめな意見あるいは希望をのべ、実情を発表するように規定しておくとか、

② 婦人組合員が、組合役員選出の折、投票を婦人候補者に集中するため、婦人の向に選挙運動を行うとか、

③ 収場委員をでさるだけ多数、婦人のなかから出して婦人の日常の要求を組合に反映すること、これによつて婦人組合員が、組合に對していつも生々した関心をもち、役員選挙にこいしても婦人の代表を出すことの必要をさとするようにさせること

などの方法をとるよう婦人組合員は努力することも必要であらう。

それでも、どうしても婦人の意志の発表がむづかしい組合では、男女組合員のはなしあいによつて、婦人が役員として選出されやすくなるための便法を講じることが必要な場合があるだろう。便法として、過渡的に考えられるのはつぎのようなものである。

④ 男女組合員の数に比例して執行委員の数をきめておく方法

但し、この場合、投票は男子役員を男子だけが、女子役員を女子だけが投票するというやり方はいけな

全員の直接無記名投票の原則にあうように、運配制などで、男女全員が男子、女子両方の役員を選挙する
ような方法を研究せねばならない。

② 選挙の折推せん候補者の数をせは少くとも何名と定めておく方法

婦人部を解消した組合のなかにも、発展的の解消であつて、男女が完全に対等に組合活動に参加している例もある。しかし多くの場合は、婦人部を解消した組合では婦人の活動が低調になつてゐる。婦人部は親社の日本ではまだまだ婦人の組合活動を促すための教育的機関としての意義をもつてゐる。すなわち、婦人部は、婦人に組合の意義と組合活動のしかたとを啓蒙する機関として婦人の発言の弱い組合では重要な存在である。

5. 婦人の組合活動促進運動のしかた

① 講座と会議によつて

以上述べたような事情の下で、今回女子の組合活動促進運動を実施するにあたり、婦人少年局の運動の目標は、労働婦人に ① 組合の意義を知らせること、② 組合活動の方法を知らせることの二点にある。運動の実施に際しては、この二点について比較的レベルの低い婦人もふくめた一般労働婦人にわかりやすく知らせることを指導的な立場にある男女組合員が、一般組合員を啓蒙することを取れるという方法をとる。すなわち、労働教育のための講座その他の会合と、組合指導者会議によつてこれを行う。その際、婦人に特殊な問題を例にとつて啓蒙すれば一層わかりやすい。

(女子の組合活動促進運動要綱、及び同上に關する指示婦発第一号、参照)

△ 労働教育講座については、労政課主催の夏季労働教育活動へ講座、講習、大会、その他に婦人をしてさるだけ参加させること、事業場や組合で組合教育講座をもつことをすすめること、などの方法がある。講座は短時間(終業後三〇分位)で週二、三回ずつくりかへし、全組合員に徹底させて成功した例がある。また、講義ばかりでなく、模擬会議を実施したり、レクリエーションを指導したりすることもふくめるのか有効である。

△ 組合指導者会議は、職員室主催の各都道府県下組合指導者会議と、単位組合内における組合指導者会議開催の奨励の二つの形式がある。いづれも課題として、

「なぜ婦人の組合活動はふるわないのでしょうか？」

「どうしたら婦人の組合活動を促進することができのでしょうか？」

の二つをとりあげるように奨励し、なるべく具体的な結論ができるように職員室は側面から協力する。

② 「組合の意義」を知らせること

前にものべたように組合の意義をわかりやすくしらせることが今回の運動の目標の一つである。故に憲法二十八條に保障された団結権、団体交渉権について、及び労組法、全体について研究し、これをわかりやすい言葉で説明する必要がある。婦人労働課では、この趣旨の下に、リーフレット「組合はあなたを守ります」を準備中であるが、その内容はつぎの通りである。

「組合はあなたをまもります！」

1. はたらく人にはなぜ労働組合が必要なのでしょう？

使用者はあなた一人のことならとりあげないかもしれませんが、はたらく人たちがまとまれば、しんげんに考えてく収めます。もしあなたの取場で不当にひどい賃金をひきあげるとか、正当の休憩時間をとるとか、安全設備をなおすか、衛生上の環境をよくするとか、福利施設をとくのえるとか、せねばならないときは、あなたは、組合を通して使用者と交渉（はなしあう）することができます。

2. 労働組合とは……

雇われてはたらく人たちが、自分で自分たちの地位をまもり、はたらく条件をよくするために、力をあわせて、使用者と交渉する団体です。

3. 組合員と役員

交渉には、組合員のみんなにかわって役員があたります。ですからみなさんは、自分にかわって自分の考えをのべてくれる人を役員にえらぶべきです。役員が組合員の意見をできるだけ忠実に代表できるように

に、あなたは、組合会議にかならず出席して、あなたの考えを、のべてください。

4. 労協協約

こうして使用者と労協組合との間の交渉（団体交渉）によつて、はたらく条件についてとりさめ、文書にします。これを労協協約といつて、使用者も労協者もともにまもらねばなりません。そして協約は、さめられた期限がきたら、また団体交渉によつてつくりなおします。

5. 組合活動で婦人はこんなに成果をあげています！

△ 全国××組合の婦人たちは協約改正のとき、男女が一しよに賃金ベースひきあげ運動をした結果初任給で二割五分のひきあげに成功しました。

△ ××百貨店の婦人部では男女の停年制に廿四五才と男五五才と差別があつたのを、一りつに五五才とあらためてもうよう組合に申し入れて協約を改正してもらいました。

△ ××工場の婦人は、更衣室がほしいという駄場大会の決議をもつて経営者につけあい、気もちより更衣室をつくることになりました。

△ ××会社の婦人部では女子の仕事の能率をよくするために雑務をやとつうように、組合から交渉してもらつて成功しました。

△ ××工場の婦人たちは、駄場委員の奔走で全員に夏冬二着の作業衣を支給してもらうことになりました。

6. みなさん、組合にはいることをおそれてはなりません。

組合ははたらく人がおたがいになすけあうためのあつまりです。組合はあなたをまもります！

○ 労協者の団結権 団体交渉権は——憲法第二十八條で保障されています。

○ この憲法の保障する権利にもとづいて労協者が労協組合を結成し、労協協約をむすぶため、団体交渉を行うことをたすけるのは、労協組合法の目的です。

すなわち、組合について、労協者が知らねばならない基本的な事は……

- 1) 労働組合は労働者が自主的に労働条件を守るための団体であること。
- 2) 労働者 には団結権、団体交渉権が保障されていること。
- 3) この権利を有効にするためには全組合員が組合活動に参加せねばならぬこと。
- 4) 参加するためにはよき代表者を正しい方法で役員にえらぶ必要があること。
- 5) 組合員は組合会議に出席して発言せねばならぬこと。

などである。

③

「組合活動のしかた」をしらせること。

「組合活動のしかた」については、発言のしかた、討議のしかた、組合会議のちう方など、主として組合員の意志を發表するための技術の面の指導と、組合活動に必要な用具、すなわち、団体交渉のしかた、労働協約のむすび方、組合規約のつくり方、組合組織のあり方、労働組合法、労働関係調整法などについての指導が必要であらう。

これらについては、婦人少年局、及び労政局発行の各種の資料を参考にすることが望ましい。

④

婦人の特殊な問題をとらあげること

婦人は自然、婦人の問題をとらあげれば身近かに感じ興味をもつものであるから、前にもあげたような婦人のもつ特殊の要求——職場における男女差別待遇の撤廃や、母性保護の施設や、女性にのぞましい施設などに対する要求をとらあげて、研究させ、これを組合全体の活動のなかにおりこむ努力を奨励することは、婦人の組合への関心をよぶだろう。またこれらの婦人の特殊な要求を労働協約や、組合規約のなかに條項としていれる努力をすること、男女差別的な條項をなくし、さらにすすんで、男女の均等待遇をうたつた條項をいれるように努力することなど現在ではのぞましいのであつて、そうすることによつて、組合内部での男女の対等をかちとらねばならぬ。

婦人部や婦人対策部の重要な仕事は、上記の活動を婦人組合員にうながすことであり、また、婦人の組合教育をどのように実行したらよいかとか、婦人をできるだけ多く組合役員や、職場委員におくり出すための方法を研究することも大切である。

婦人部が解消したところでは、なぜ解消したか、その理由をたゞし、婦人部をおくことの可否についても再検討する必要がある組合もあると思われる。

⑥ レクリエーションをふくめること

一般の婦人労働者の注意を組合活動にひきつけるために、また、組合活動に生氣を加えるために、適当なレクリエーションを適度に組合活動にとりいれることは好ましいことである。その意味で今回の運動にも、レクリエーションをふくめる。

6. 資料について

本運動用資料として、つぎのものを用いること。

婦人少年局発行のもの

発言の手帖

さあ 討論しましょう

労働組合の婦人部について

ご存じですか 組合運動の鍵を

団体交渉

労働協約

組合總會

組合規約

基準法と婦人

同一労働同一賃金とは?

「組合はあなたを守ります」

—— 組合の意義をごく平易に説明したもの

「レクリエーションを組合活動に生かしましょう」

既刊パンフレット

既刊

リーフレット

リーフレット 近刊

リーフレット 近刊

組合活動にレクリエーションをとり入れることの必要について

「組合会議のモデル」

パンフレット 並刊

——模範的な組合總會をあらわしたもので、組合教育のための講習や、組合会議などで実演して面白く組合会議のしずたをおぼえるためのもの

「あなたには労働組合が必要です」

壁新聞 並刊

労働組合の必要性について個條がきにしたもの

「

幻燈 並刊

さんが執行委員にえらばれるまで」

組合組織・選挙・指名の手つぎなどについて説明したもの

映画「脱皮」 仮題

九月完成

組合活動の必要性についての物語映画

婦人の労働組合活動の状況

調査資料

この調査資料中には、組合に関する統計的資料の他に、最近、東京都内約三〇の事業場について、婦人の組合活動状況を調査したもの、及び東京都内の組合の労働協約、組合規約計約二〇〇について、婦人に関係ある條項をしうべたもの、などを集録する豫定であるから、地方の特殊な現象とあわせて参考とするのが妥当であろう。

以上組合活動促進運動の注意をのべたが、この運動はどこまでも組合の自主性を重んじ、婦人少年局は資料を提供したり、相談に応じたりして、側面から援助するように心がけ、自ら組合をつくるものと考えたり、特定の組合を援助したりすることがないようにすべきである。

——一九五〇年七月——

